

東日本大震災に伴うボランティア活動の参加について

本学学生が東日本大地震に伴う被災地で、ボランティア活動を行う際の取扱いを定めましたので、ボランティア活動に参加予定の学生のみなさんは、下記の内容に従って行動して下さい。

1. ボランティア活動に際して、政府や関係団体等が提供する情報を把握し、状況や注意事項などを十分に理解した上で参加すること。
なお、参加に当たっては、原則として1週間前までに所定の様式により学生課に届け出ること。
2. 参加できるボランティア活動は、公的団体や社会的に評価されているNPO・NGOが行うものに限ります。
3. 参加するボランティア活動団体との説明を十分に受け、安全を確認し、避難指示や避難勧告等が出ている地域には立ち入らないこと。

※参考

- ・復興庁連携プロジェクト（3.11 復興支援情報サイト 助けあいジャパン）
URL： <http://tasukeaijapan.jp>
- ・全国社会福祉協議会（被災地支援・災害情報ボランティア情報）
URL： <http://www.shakyo.or.jp/saigai/touhokuzisin.html>
- ・東日本大震災支援全国ネットワーク（震災における被災者支援のために結成されたネットワーク組織）
URL： <http://www.jpn-civil.net>

4. ボランティア活動に際して、必ず保険に加入すること。
 - 加入したことを証明する書類の写しを添付してください。
 - 学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）は、適用されません。
 - 社会福祉協議会のボランティア活動保険（社会福祉法人 全国社会福祉協議会）は、個人でのボランティア活動に対応しています。

※参考

- ・保険期間 1年間（毎年度4月1日～翌年3月31日）
- ・年間保険料 補償額に応じて460円又は690円
- ・保険金 死亡・後遺障害 1,200万円又は1,800万円
URL： <http://www.fukushihoken.co.jp/>

5. ボランティア活動を終了した場合は、必ず所定様式の「ボランティア活動報告書」を提出すること。
6. 親族（2親等以内）を支援する旅行も「ボランティア活動」及び「ボランティア団体等」を「親族支援」及び「親族」と読み替えて、届けを提出してください。
なお、この場合ボランティア活動保険は適用されません。

平成25年5月9日

【提出先及び問い合わせ先】

学生課学生支援グループ（2番窓口）